

児童手当制度改正のお知らせ  
 福祉タクシー券の交付  
 広島県熊野道路回数通行券の助成  
 子育て支援センターからのお知らせ

児童手当制度改正

平成16年4月から児童手当の支給対象年齢が就学前(6歳年度まで)の児童から小学校第3学年終了前(9歳年度末まで)の児童になりました。

申請の方法は、制度改正により手続きが必要と思われる方(熊野町で受給できない公務員の方や所得制限を超過している方を含む)に、直接通知しますので、その通知をご覧ください。

なお、制度改正に伴い、児童手当の受給が可能となった場合は、平成16年9月30

日までに申請すれば、平成16年4月分から受給できます。

◆児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。必ず申請書を提出してください。(ただし、公務員の方は勤務先への提出となります。)

◆申請書のほかに「年金加入証明書」「所得証明書」など必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

◆所得が一定以上の場合、児童手当は支給されません。  
**受付開始** 4月1日(木)～  
 (福祉課TEL 820-5605)

福祉タクシー利用券交付

重度障害者(児童)の社会活動を支援するため、平成16年度分の福祉タクシー利用券(570円券・24枚つづり)を交付します。

手続き方法

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉

手帳と印章を福祉課にご持参ください。

※平成15年度分の未使用利用券のある人は、福祉課にご返還ください。

対象者
身体障害者手帳 (1・2級)の所持者
療育手帳 (A・A)の所持者
精神障害者保健福祉手帳 (1級)の所持者

(福祉課TEL 820-5605)

広島熊野道路回数通行券の助成

広島熊野道路の100回券を購入した人に限り、購入代

金の1割を助成します。

※1年間で100回券4枚を限度とします。

受付期間

4月1日(木)～20日(火)

対象者

自家用車で広島熊野道路を利用して通勤する町内在住者で、次のいずれかに該当する人

対象者

対象者
身体障害者手帳の所持者
児童扶養手当(児童手当とは異なります)または特別児童扶養手当の証書の交付を受けている人
右のいずれかの介護を必要とする人と同居している通勤者で、その人を所得税法上の控除対象者または扶養家族としている人
<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳、身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の所持者</li> <li>常時家族介護を必要としている65歳以上の痴呆性老人</li> <li>寝たきりで複雑な介護を要する65歳以上の人</li> </ul>

必要書類

通勤証明書(福祉課に用紙があります)、運転免許証の写し

※このほか、対象者によっては、必要書類が変わりますので、詳しくは福祉課へお問合せください。

(福祉課TEL 820-5605)

いちどのぞいてみませんか

子育て支援センター



子どものしつけや遊びのこと、家事や仕事のこと・・・  
 育児は本当に大変ですね。子育て支援センターでは、次の事業などを通して皆さんの育児を応援します。

●子育て相談(センターでの個別相談・ご家庭への訪問など)

●親子の遊びの紹介(月齢に合った遊び・親子リトミックやふれあい遊びなどをしています。)

●講演会・育児懇談会

●多世代交流事業

●チャイルドシートの貸出など

子育て支援センターには、授乳室やオムツ交換台も設けています。小さいお子さまと一緒にご利用いただける施設です。